

第9回国立市男女平等推進市民委員会 議事要旨

1. 日時：平成29年6月22日（月） 19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員10名 欠席なし

出席：越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、宮原委員
ムン委員、吉井委員
事務局5名

4. 議事

（1） 「(仮称) 国立市男女平等・男女共同参画推進条例」 答申案の検討

5. 意見要旨

○事務局：初めに、前回からの変更点について説明したい。パブリックコメントの意見を反映して、基本理念2に性的指向及び性自認等について「本人の同意なく公にされないこと」と追加をした。また、同じく基本理念5の「生涯学習」の文言を「社会教育」に変更した。

続いて、懸案の条例名称だが、市の文書法制担当に確認したところ、名称に平仮名の「くにたち」を使うことは「くにたち」が固有名詞等でない限り避けた方が良いとの意見があった。また、条例にサブタイトルを付けることはやはり難しく、メッセージ性のある内容は名称又は本文に入れることが望ましいとの意見であった。

そのことを踏まえて、今回の名称案では「くにたち」を「国立市」に変更した。まず、名称の一案として、①「国立市男女平等参画推進条例」を提案する。骨子案とほぼ同様の名称である。次に②「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」を提案する。男性と女性の順番を反対に、女性を先頭に変更した。今までの男性・女性の格差を解消することを踏まえつつも「多様な性」が平等に参画する意味を込めた内容になっている。また、もう1案として、③「国立市すべての人が性別にかかわらず平等に参画する社会を推進する条例」を提案する。少し長いが、あえて女性と男性という言葉を使わず包括的にまとめた。委員会開催予定は今回と7月とで残り2回となる。次回は答申案の最終確認となるため、本日の委員会で方向性を定めておきたい。

○委員：話し合いで最終的に1つの名称に決めたい。答申には説明文が入るため、本日少数意見で採用されなかった案についてもなぜ最終的にそれになったのか等の理由を文章で説明することが必要だと考える。

○委員：②又は③がいいと思う。

○委員：直感では③がいいと思った。

○委員：③がいいと思ったが、よく見るうちに②がいいと見えてきた。国立市で今から条例を作るとして、男女平等のメッセージだけでは少し社会情勢を拾っていない感がある。

○委員：①がいいと思う。多様な性を入れ出すと偏ってしまう感じがする。

○委員：②か③がいい。男性が活躍して欲しいという時代がそろそろ来るのではと考えると、③を押したい。長いので少し縮めてコンパクトにするといい。

○委員：男女平等は制度上もう十分行きわたっているのではないかと考える。あとは個人の問題、個人の心の問題ではないだろうか。内容的には③を支持するが、簡単で全てをあらわしている①がいいと思う。

○委員：女性と男性と多様な性が目を引くので、②がいいと思う。

○委員：女性・男性という部分は落とせないなので、直観的には②がいい。

○委員：男性、女性、多様な性を考えると、すんなりくるのは②だ。

○委員：この条例自体が、女性であるがゆえに不利益を被り、男性であるがゆえに抑圧されるような状態の解消をきちんと踏まえるとすれば、やはり「女性」「男性」という言葉を改めて明示する必要があると思う。

○委員：女性も男性も実態として生き辛さを背負っている社会であることに触れていて、より具体的に明示しているのではないかと思ったので、やはり②がいいと思う。

○委員：②は性を中心に分けたような形になっているのではないだろうか。

○委員：性別に関することについて書かれた条例なので、そこは見誤らないほうがいい。国立市民全員の基本人権条例ではないが、誰しも何かの性別に属するので、そういう意味では②は誰のことも除外せずに誰のことも差別せずに「女性と男性と多様な性」ということで全員を拾おうとしているのだと思う。

○委員：「すべての」という言葉が入ったほうがよりわかりやすいと思う。

○委員：「すべての人」と言われたとき、大きすぎて自分のこととして受け取りにくい可能性がある。むしろ、女性・男性・多様な性という形で文字化されたほうが、私が関係している問題だと取りやすいかもしれない。

○事務局：参考までにだが、今後国立市では「人権」「平和」に関する基本条例を定める方向で準備を進めている。今回は特に性別に関する、男女平等に関する個別の条例だと考えている。

○委員：今の説明を聞いて納得した。②のほうがはっきりしたタイトルになりそうだ。

○委員：②だと、自分に関係がないと考える男性がいるかなと懸念したが、今の説明でよくわかったので、女性にスポットをあてる②でいいのではないかと思う。

○事務局：条例名称で「多様な性」に言及してほしいという意見は当事者からパブリックコメントに寄せられたものだ。そのような声が名称に届いてないとするにご意見した方は非常に疎外感を感じるのではないだろうか。

○委員：例えば人に話しかけるときに、ここにいるみんなと言うか、「あなたも、あなたも、あなたも」と言うかの違いだと思う。その「あなたも、あなたも、あなたも」のニュアンスが②には入っている上、今まで「あなた」と言われなかった人に対して向けられている。

○委員：今の意見に同意する。「自分のことだ」と自覚を持つためには②のように言ったほうがいい。

○委員：②の書き方だが、女性、男性、多様な性を接続詞「と」でつなげているが、3分割するわけではないので、もう一工夫してもらいたい。

○委員：全体的な話の流れとしては、②の案に集まりつつあるが、②なら①や③の問題意識も入れこめているので、②に決めていいのではないだろうか。

○事務局：そのように決定したい。引き続き、答申案の内容について確認をしたい。条文以外の説明文は、最小限の簡潔な内容になっている。議論の過程を入れたほうがいい箇所があればご指摘いただきたい。また、基本理念2のカミングアウトについて加えた部分について、再度ご検討願いたい。

○委員：基本理念2で述べている「公表を強制されず」の文言だが、他者から公表を禁止される人もいるので、例えば「禁止や強制をされず」等にとするとどちらも権利が認められる意味合いになるのではないか。

○委員：文末の「本人の同意なく公にされないこと」はもう少し工夫する必要があるかもしれない。

○委員：禁止と強制は自発的な動きについて言っているが、後半の「本人の同意なく公にされないこと」は他人の行為について言っているという違いがある。

○委員：「性的指向、性自認等の公表に関する権利を認め合い、いかなる場合も公表を禁止や強制されないこと。本人の同意なく公にされないこと。」のように、1回文を切るのはどうだろうか。

○委員：末尾を「本人の同意なく公にされないこと」ではなく「他者により公にされないこと」等はどうか。または、「本人の意に反して他者により公にされない」等もどうか。

○委員：文章が長くなるのであれば、途中で1回切ったほうがいい。

○事務局：正確な答えではないが、1つの条文の中で文章が2つというのは余り見たことがない。

○委員：本人の同意なく公にされないと文章で書くのは簡単だが、人の口に戸は立てられないということわざがあるように、このような情報がどんだんうわさ話で広がってしまったらどうなるのか。

○委員：噂は誰かが誰かに話して広がっていくが、とても暴力的だということを示す必要があると思う。

○委員：噂は大体悪い内容を流すことから始まる。しかし、条例を作る以前に、L G B Tが悪いことではないことを皆がきちんと理解するべきではないかと思う。

○委員：将来的には情報の取り扱いの位置づけが変わるかもしれないが、現状としては本人の同意なく公表されないことが必要だと思う。

○委員：うわさから生まれる偏見があると思う。個人の情報に対しての禁止について、オープンにL G B Tを語ることが禁止されている訳ではないことの違いがわかりにくいと思われる。市民が見たとき「個人の性的指向や性自認について、他者によって」の部分を読み取れるか疑問だ。

○委員：アウティングについて「性的指向、性自認等の公表は、いかなる場合も他者により禁止または強制されることなく、みずからの意思で公表したり、しなかったりする権利が保障されること」等はどうだろう。

○委員：アウティングをさせないことについて明確に出してもいいのではないか。

○事務局：先ほどの例ではアウティングが抜けてしまう。「禁止事項」に加筆する方法もある。

○委員：ぜひ、禁止事項の中に別立てで入れてほしい。

○事務局：それでは、アウティングについては禁止事項に組み入れる方向性で進めていく。他にも、条文全体について意見をお願いしたい。

○委員：「教育関係者の責務」だが、説明文の「幼少時の環境に大きく影響を受けると考えられる」の部分はその通りだと思うので、ぜひ入れてもらいたい。それと同時に幼少期以降も「学ぶ」必要性和学ぶ機会の保証のようなものが入るといい。

○事務局：幼少時の教育が特に大事だということを入れつつ、ライフサイクルを通じて教育が大事である旨の文言も合わせて入れたい。

○委員：前文の説明文に「固定的性別役割分担」「パートナー間での暴力」「経済格差」「政治への参画格差」などの文言はあるが、職業に関する部分が大きく社会参加につながると考えるので、ぜひその視点を入れてほしい。

○委員：事業者等の責務だが、条例に別項をたてて、女性が職業生活において指導的な立場に立つことを事業主が積極的に進めるなどの文言が入るといいのではないだろうか。

○委員：事業者等の責務は「ワーク・ライフ・バランス」に寄った感じがする。募集・採用に関しての男女の差別はもっともだが、どちらでもない方の採用に関して「偏見なくその機会を与えること」などを提示するのも今の自然な流れだと思う。中小企業では、まだ浸透しきれていないのが現状だ。

○委員：「性別を理由とした人権侵害」と「性別を理由とした権利侵害」の2つの表現が使われているので、どちらかに統一したほうがいいと思う。

○事務局：改めて確認をして統一させていただきたい。

○委員：「用語の意味」で、各項の文末表現が「いう」「ある」どちらも使われているので、統一した表現にしてはどうか。また、「女性のエンパワーメント」では「女性個人が持つ力」としているが、「力」ではなく「能力」が適切だと思うので、他の箇所と統一して「能力」にしてもいいと思う。

○事務局：改めて検討させていただきたい。次回が最後の委員会になるが、本日の意見を反映した答申案を事務局にて作成する。意見があればメール等で事務局宛てに連絡をお願いしたい。